

京都市訓令甲第 27 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の出勤簿の整理及び休暇の取得状況等の記録に関する規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

第2条第1項中「，京都市学長等専決規程別表」を削る。

附 則

この訓令は，平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)